

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第5回期日(20241212)におけるスピーチ原稿です。

令和5年(ネ)第570号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 大野利政、鷹見彰一

被控訴人 国

控訴人代理人意見陳述要旨

2024年12月12日

控訴人ら代理人 弁護士 水谷陽子

第1 訴訟の概要

この訴訟が始まったのは、2019年2月14日です。「結婚の自由をすべての人に」訴訟と掲げ、全国5地域6訴訟で各地の原告と弁護団が協力し、法律上同性どうしのカップルが婚姻という選択肢をもてることを求めたたかってきました。

現在まで迎えた判決は、合計8つです。5つの地裁判決と2つの高裁判決が違憲判断を下しました。合憲判断をした判決でも、現状が続けば将来違憲になる可能性に言及しました。同性カップルに何の法的保障もない現状を続けていいと判断した裁判所は1つありません。

違憲判決の一つが、名古屋地裁で言い渡された原判決です。原判決が民法戸籍法の諸規定を憲法14条・24条2項に違反すると判断したポイントは、「同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証しその関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないこと」でした。

今年10月30日、東京1次訴訟が高裁判決で7つめの違憲判決を迎えました。東京高等裁判所が現行法を憲法違反としたポイントは、「性的指向が同性に向く者について、配偶者としての法的身分関係の形成にかかる規定を設けていないこと」でした。東京高裁判決は名古屋地裁判決よりもさらに一歩踏み込み、配偶者としての法的身分関係の形成にかかる規定が必要であることを強調しました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第5回期日(20241212)におけるスピーチ原稿です。

この判決から1か月あまりが経ちましたが、立法府に具体的な法改正の様子はありませぬ。この6年間で、他地域の原告の中にも、訴訟に力添えをしてくださった方々の中にも、婚姻の平等が実現する日を迎えぬまま亡くなっていった方がいます。一刻の猶予もない、命と生活がかかった問題です。

第2 私にとってのこの訴訟に関わる意義

提訴時、私は東京におり、「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟の原告代理人の一人でした。その後名古屋に移り、一審の途中から愛知訴訟の原告代理人にも加わりました。

控訴人鷹見さん・大野さんと私は、原告と代理人という立場で出会いました。今では、私にとってお二人はかけがえのない友人でもあります。

私はお二人と同世代で、同じく東海地方で生まれ育ちました。

幼い頃から、同級生の女子が男子生徒や男性芸能人の話題で盛り上がる一方で、私はどうしても男性に恋愛感情を持てませんでした。10代の頃にはセクシュアリティに関する知識はなく、自分は何か大事なものが欠けた劣った人間なのだと劣等感を抱いていました。

「狭い地方社会で暮らしていたら、自分が劣った人間であると周囲に露呈してしまうだろうから生きていけない」と不安が募り、大学進学を機に逃げるように東京に引っ越しました。

その後も、自分なりに「異性愛者の女性」のふりをして生きようと試み続けましたが、いつも「正体が見破られるかもしれない」という不安と隣り合わせでした。性的マイノリティかもしれない人が集まる場に参加したとき、はじめて、安心して息ができる場を見つけたように思いました。

2020年、東京を離れ、東海地方に戻ることになった際は、上京前に感じていた息苦しい日々を思い出し、この地方で暮らしていけるだろうかという不安がありました。

そんな私にとって、この訴訟を通じて、鷹見さんと大野さんがしあわせな家庭を築いて暮らしている姿に触れたことは、「自分もこの地方で生きていけるのかもしれない」という希望になりました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第5回期日(20241212)におけるスピーチ原稿です。

同時に、ふつうのしあわせなふうふ生活を送るお二人が、法律上の配偶者になれず、時に理不尽な不安や不便に直面するということは、私個人にとっても、とても悔しく、心細いことでなりません。

愛知訴訟に携わり、大事な発見がありました。この愛知訴訟を応援し傍聴に駆け付けてくれる人たちの中にも、私と同じように東海地方で生まれ育ち、性的マイノリティであることを理由にこの地域で暮らすことを諦め関東に移り住んだ人たちがいました。

婚姻制度という全国一律の制度に同性カップルも包摂され、どの地域社会でも同じようにセクシュアリティ関係なく安心して家族生活を営める社会であれば、わざわざ故郷から離れずに済んだかもしれない人たちです。そういう人たちが、私の他にも少なからず存在していて、この訴訟の行く末に期待を寄せています。

原判決は、「累計的には膨大な数になる同性カップルが現在に至るまで長期間にわたって…重大な人格的利益の享受を妨げられている」(48頁)と指摘しました。控訴人だけでない、不平等に直面して生きる多くの性的マイノリティたちにも目を向けてもらえたのだと、心強く思いました。

第3 この訴訟を通じて実現を求めるのは平等であること

2019年の提訴にあたり、全国の弁護士たちが議論し、訴訟の名称を「結婚の自由をすべての人に」訴訟と決めました。一般に使用されがちな「同性婚」という言葉はあえて使いませんでした。その理由はいくつかあります。

まず、法律上の性別では同性のカップルであっても、社会生活やアイデンティティでは必ずしも同性どうしとは限らない、ということ。2つめに、結婚をすることだけが大事なのではなく、するかしないかの選択肢が平等に存在し、当事者の選択が尊重されることこそが大事だということ。

最後に、私たちは「同性婚」という特別な制度を求めているのではないと伝えるためです。特別扱いではなく、この社会で「ふつう」とされる人々があたりまえに利用している制度を同じように利用できる、自由と平等を求めています。

多くの人たちと同じように、パートナーと法律上も配偶者という関係にな

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第5回期日(20241212)におけるスピーチ原稿です。

れること、同じ学校や、職場や、地域社会でともに暮らす他の人々と同じように、異質なものとして制度から排除されることなく生きていけることを求めています。

「自分がパートナー関係を築きたい相手が法律上の異性ではない」という理由で、人生設計を立てづらくなったり、自分の性のあり方を周囲に悟られないように嘘をついたり、嘘を重ねることに罪悪感を抱いたり、そんな自分を嫌いになったりすることなく、ふつうに生きていけることを求めています。

パートナーと一緒に不動産を買ったり事業を始めるような大きな決断のときや、パートナーと子育ての苦楽を分かち合うとき、一方が事故や急病で救急搬送されたとき、大病を患ったとき、死別したとき、…そういうただでさえ大変なときに、「パートナーとの関係をどう説明したらいいのかわからない」「自分たちの関係を他者から否定される」「他の人たちがスムーズにできる手続きが自分たちにはできない」など、余計な、そして重大な困りごとに直面しなくて済む、そんな、多くの人にとってあたりまえの暮らしを求めています。

既に社会の中で確実に生きて存在している私たちを、勝手にいないことにしないで欲しい、私たちの存在や尊厳を国の制度の想定に含めて欲しい。この訴訟で実現したいことは、ただそれだけのことです。特別扱いは求めています。

婚姻の不平等により生じている不利益について整理した控訴人第10準備書面に対し、前回で国は反論・反証がありうると述べましたが、結局のところ、反論はなされませんでした。この不平等とそれによる甚大な不利益が疑いようのない事実であると、いっそう明らかになりました。もうこれ以上、この不利益を放置しないでください。

原判決の違憲判断は大きな希望になりました。しかし、別制度の余地を残した点については、「私たちはこれからもずっと異質なものとして扱われるのだろうか」と不安を残しました。

私たちが、この社会で暮らす性的マイノリティたちが、「憲法で保障された個人の尊厳を司法に守ってもらえた」と安心し、誇りをもって生きていける、そんな判決を期待しています。 以上